

平成29年3月22日策定

令和3年10月22日改訂

伊東市オープンデータの推進に関する運用方針

本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略（平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」、「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）」等を踏まえ、本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び具体的な取組の方向性を示すものである。

1 オープンデータの定義

本方針におけるオープンデータとは、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、営利目的、非営利目的を問わず二次利用（加工、編集、再配布等）可能なルールが適用され、機械判読に適したデータ形式で、無償で利用できる形で公開されたデータである。

2 オープンデータ推進の意義

(1) 行政の透明性及び信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データがオープンデータとして公開されることで、市民は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性及び行政に対する市民の信頼が高まる。

(2) 市民・企業等との協働の推進と地域課題の解決

市民・企業等と本市が保有するデータを共有することで市民の市政への関心が高まり、市民協働の促進が図られるとともに、多種多様な地域課題の解決が期待される。

(3) 地域経済の活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用を認めることで、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与する。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

本市においてデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案

が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

3 オープンデータ化の対象とするデータ範囲

本市が保有する公共データのうち、ホームページ等において公開・公表しているデータは、原則としてすべてオープンデータ化の対象とする。公開・公表していないデータについても、利用者ニーズ、効果等を考慮したうえで可能なものから順次オープンデータ化に努める。

ただし、個人情報・機密情報が含まれているもの、第三者の権利が含まれているもの、個別法の規定により二次利用が制限されているもの等、公開することが適当でないデータについては対象外とする。

4 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）での公開を原則とし、他のデータとの横断検索等が容易となる高度な利用が可能なデータ形式（RDF等）での公開についても検討し拡大していく。ただし、機械判読が難しいデータ形式であっても、公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

(2) 二次利用が可能な利用ルール

本市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{※1}の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC BY^{※2}」を選択するものとし、CC BY以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

当該データの情報の時点や作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責めを一切負わない旨を利用規約に明示する。

5 オープンデータ推進のための体制

オープンデータは全庁的な体制によって推進する。本方針やオープンデータ作成基準の作成等については情報政策課が行い、データの作成・公開・更新・削除はデータの所管課が行う。ただし、所管課による業務フローが確立するまでは、公開・更新・削除作業の一部を情報政策課が支援する。

なお、公開データに係る著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各所管課で確認を行う。

6 利活用促進のための取組

(1) 利活用の取組の方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の利便性の向上など、有益な効果をもたらす重要な取組であるため、利活用に関して積極的に検討を行うとともに、民間が行う利活用の取組についても、連携・協働して推進する。

(2) 要望への速やかな対応

市民や企業等からオープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象のデータを保有する所管課において、速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組を進める。

(3) 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

7 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

※1 国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。

※2 原作者の氏名、作品タイトルなどを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンス。